

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 特定接種について

— 農林水産省食料産業局 —

特定接種（飲食物品卸売業（食料・飲料卸売業）分野）の登録申請Q&A

- ・ 部局名：農林水産省食料産業局食品流通課
- ・ 担当：食品サービス第1班
- ・ TEL：03-3502-8267
- ・ 部局名：農林水産省食料産業局食品製造課
- ・ 担当：食品第2班菓子係、パン類係
- ・ TEL：03-3502-5747
- ・ E-mail：tokutei_oroshi@maff.go.jp

登録事業者

問1. 登録基準告示に示された「食料・飲料卸売業」は、具体的にどのような「事業の種類」や「対象業務」が該当しますか。

(答) 登録基準告示でお示しした「食料・飲料卸売業」とは、日本標準産業分類に示される「食料・飲料卸売業」であり、具体的には、主として食料品及び飲料を卸売する事業者を指します。

対象となる業務は、

- ・ 食料品（缶詰、農産保存食料品、精穀、製粉、パン、菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類及び育児用調整粉乳に限る。ただし、生めん及びケーキ等の保存食料品には適さない生菓子を除く。）を、登録基準告示で示される事業（上記食料品の食料品製造業、飲食物品小売業（各種食料品小売業、食料品スーパー、コンビニエンスストア）、各種商品小売業（百貨店・総合スーパー）、その他小売業（ドラッグストア）又は食料・飲料卸売業）間において、調達、販売、配達する業務
- ・ 上記食料品を製造するための原材料を出荷者又は登録基準告示で示される事業（上記食料品の食料品製造業又は食料・飲料卸売業）から調達し、登録基準告示で示される事業（上記食料品の食料品製造業又は食料・飲料卸売業）に販売、配達する業務

となります。

また、これらの業務を外部に委託している場合は、登録申請事業者である食料・飲料卸売業者に常駐してこれらの業務を不可分一体となつて行う者であつて、かつ、当該業務の継続に必要不可欠である職員に限り、登録対象者として登録申請事業者が登録申請する際の登録申請人数に加えることができます。

問2. 申請にあたり、登記簿等を提出する必要はありますか。

(答) 登録申請の際には、登記簿等を提出いただく必要はありませんが、申請後、事業者の存在確認等のため、登記簿等の提出をお願いする場合がありますので、ご注意ください。

登録対象者

問1. 本社や事業所で管理業務などに従事する者も事業継続に必要不可欠ですが、登録対象者として登録申請人数に含めることはできないでしょうか。

(答) 登録対象業務は、特定接種が住民接種より基本的には先に開始するという制度趣旨に基づき、国民にとって十分理解が得られるものとして定めたものですので、対象業務(「登録事業者」問1の回答でお示した食料品又はその原材料の調達、配達又は販売の業務)を行っている事業所の従業員であっても、総務や経理、営業、得意先への対応を担当する職員など、対象業務に直接関与しない管理部門や間接部門の職員は、登録対象者として登録申請人数に含めることはできません。

問2. 申請書には登録対象業務の従業員数を記入することになっていますが、名簿の提出も必要でしょうか。

(答) 登録申請の際には、名簿を提出いただく必要はありませんが、申請後、必要に応じて登録申請人数の積算根拠などの照会を行う場合がありますので、ご注意ください。

産業医

問1. 産業医の選任を示す資料として、申請書に何を提出すればよろしいでしょうか。

(答) 登録申請の際には、産業医の選任を示す資料を提出いただく必要はありません。ただし、申請内容について確認の必要性が生じた場合には、産業医としての雇用契約書や外部の産業医との契約書等、産業医の選任を示す資料の提出を求めることがありますので、ご注意ください。

業務継続計画(BCP)

問1. 業務継続計画を申請書に添付して提出する必要はありますか。

(答) 登録申請の際には、業務継続計画を提出いただく必要はありませんが、申請内容の確認において必要性が生じた場合に、提出を求めることがありますので、ご注意ください。

(別紙)
事務連絡
平成 28 年 1 月 6 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

特定接種に関する接種実施医療機関について（協力依頼）

新型インフルエンザ対策の推進につきましては日頃から御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の規定に基づく特定接種につきましては「特定接種に関する医療機関の登録等について」（平成 25 年 12 月 25 日付け事務連絡）（別紙）により貴会会員への周知等、御協力をいただいておりますが、今般、新型インフルエンザ等医療の提供及び重大緊急医療の提供を行う事業者に加え、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者についても、接種実施医療機関を確保の上、特定接種対象事業者としての登録を進めていくこととなりました。

つきましては、これまでの歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所に加え、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う業種として新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）に定められた業種に携わる事業者から、特定接種を実施するために必要な接種実施医療機関について貴会会員へ協力依頼があった場合にも、同様に御協力をいただきますようお願いいたします。

新しい製造所固有記号制度について

平成28年10月 消費者庁食品表示企画課

新たな製造所固有記号制度の見直しポイントなど

○新たな製造所固有記号制度において見直したポイントは以下の3点。

1 製造所固有記号を使用できる要件の見直し

⇒「原則として、同一製品を二以上の製造所で製造する場合」に使用可能と見直し。

2 事業者の応答義務の新設

⇒製造所固有記号が示す製造所等に係る消費者からの問合せに対する、事業者の応答について新たに規定。

3 製造所固有記号の届出・表示方法等の見直し

⇒データベースの新設、更新制導入等を措置。

新たな製造所固有記号制度の内容については、

- ① 「食品表示基準」(平成27年内閣府令第10号)
- ② 「食品表示基準について」(平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知。(平成28年8月9日最終改正)以下「消費者庁通知」という。)
- ③ 「食品表示基準Q&A」(平成27年3月30日付け消食表第140号消費者庁食品表示企画課長通知。(平成27年12月24日最終改正))
において規定。

食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)
第3条第1項(義務的表示事項)の表から抜粋

原則

1 製造所又は加工所(食品の製造又は加工(当該食品に関し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工(調整及び選別を含む。))に限る。以下この表において同じ。)が行われた場所)の所在地(輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地、乳にあっては乳処理場の所在地)及び製造者又は加工者(食品を調整又は選別した者を含む。)の氏名又は名称(輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称、乳にあっては乳処理業者の氏名又は名称)を表示する。

2 (略)

製造所固有記号に係る規定

3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあっては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号(アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるもの)に限る。以下この項において同じ。)又は販売者(乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品を販売する者を除く。以下3において同じ。)の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号(以下「製造所固有記号」という。)の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。

- 一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先
- 二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)
- 三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号

使用要件の見直し①(「同一製品」の考え方)

○同一製品の考え方については、以下のとおり整理(消費者庁通知)。

- ・「同一製品」とは
同一の規格で同一の包材を使用した製品であること。
- ・「同一の規格」とは
原材料及び添加物の配合、内容量等、包材に表示される内容が同一であること。
- ・「同一の包材」とは
いわゆるデザイン部分が同一であるとともに、いわゆる表示部分(法定されている表示のみならず法定されていない表示も含む。)についても同一であること。

※「同一製品」に該当しない例

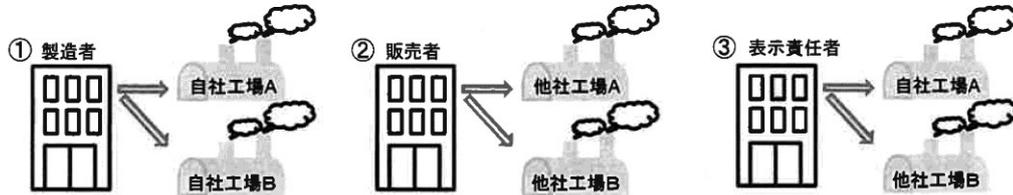
- ① 原材料及び添加物の配合が同一であるが、内容量が異なるもの
- ② 通常パッケージと異なり、キャンペーンや季節仕様のデザインが印刷されているもの



使用要件の見直し②（「二以上の製造所」の考え方）

○「二以上の製造所」とは

- ①自社の2以上の工場で製造している場合
- ②他社に製造を委託して2以上の工場で製造している場合
- ③自社の工場と他社に製造を委託した工場で製造している場合と整理（消費者庁通知）



※ 事項名について

上記③の場合、表示責任者は、自社工場との関係では「製造者」、他社工場との関係では「販売者」となるため、事項名をあらかじめ包材に印刷できないという問題が生じるが、以下の理由から、この場合に限っては、事項名を表示しなくてもよいこととする。

- ・ 食品表示基準において、別記様式1による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合を許容していること
- ・ 一括表示内に、一人の者の氏名又は名称及び住所しか表示されていなければ、その者が表示責任者であることは明白であり、事項名がなくても同等程度に分かりやすいと判断が可能であることを踏まえた整理

<一括表示欄のイメージ>

名称	焼き菓子
原材料名	小麦粉、砂糖、バター…
添加物	膨張剤、香料…
内容量	100g
賞味期限	〇〇. 〇〇. 〇〇
保存方法	高温多湿を避けて常温保存してください。
CAA食品株式会社 +CAA123 東京都千代田区永田町△-△-△	

③の場合は、事項名を表示しなくてもよいこととする。

使用要件の見直し③（「二以上の製造所」の例外）

○「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」は、製造所固有記号の届出時に、
①複数の製造所が、それぞれ、食品の衛生状態を最終的に変化させる場所であること
②製造所固有記号の使用によって包材が共有化されること
と整理（消費者庁通知）。

※ただし、事業者の生産実態等を踏まえ、以下の例外を規定（消費者庁通知）。

例外1 製造計画書を添付する場合

届出時に一つの製造所で製造を行っている場合であっても、製造所固有記号の有効期間内（5年）に同一製品を別の製造所で製造することが予定されている場合は、その予定されている製造所に関する製造計画書を添付して届け出ることにより、当該製造所に現に製造を行っている製造所と同様に扱い、製造所固有記号の使用を認める。

製造計画書（イメージ）

二以上の製造所で製造を予定する理由	
-------------------	--

No.	他の製造所で製造する予定がある商品			左記商品を製造する予定がある製造所	
	商品名	内容量等	特記事項	製造者の氏名又は名称	製造所の所在地

例外2 「加工所」の取扱い

同一製品を2以上の加工所で加工(食品の衛生状態を最終的に変化させるものに限る。)している場合は、引き続き製造所固有記号の使用を認める。

従来、食品衛生法において製造所固有の記号を使用することができた場所のうち、食品表示法において「加工所」と取り扱われることとなった場所※について、制度の変更により特定の事業者によりのみ製造所固有記号が使用できなくなるという不利益が生じることに配慮したものの。

※ 製造された食品の衛生状態を最終的に変化させるような小分け作業を行う場所をいう。

例えば、うなぎ蒲焼をバルクで仕入れて小分けし、包装するなど衛生状態の変化が生じる場合がこれに該当する。

例外3 他の法令によりトレースの制度が確立している場合

他の法令の規定により、最終的に衛生状態を変化させた場所及び当該行為を行った者に関する情報の厳格な管理が行われているような場合であって、かつ、当該法令その他関係法令に基づく表示から、最終的に衛生状態を変化させた者又は場所が特定できる場合は、製造所固有記号の使用を認める。

応答義務の内容

○消費者から問合せがあった場合の事業者における応答義務の具体的内容 (消費者庁通知)

- 「製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先」

当該連絡先は、製造所固有記号が表す製造所所在地及び製造者の氏名又は名称について回答できる者の電話番号を表示するものとする。

この場合、当該連絡先において製造所の所在地又は製造者の氏名又は名称を回答できない旨の応答をすることは認められない。

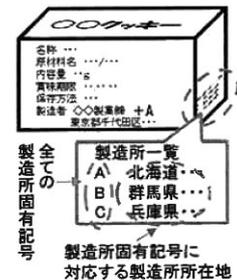
- 「製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)」

そのアドレスにアクセスした結果、アクセスした者が速やかに製造所の所在地等の情報を把握することができるアドレスを表示するものとする。

アクセスしたウェブサイトの見やすい箇所に製造所固有記号情報のリンクを掲載する方法でもよい。

- 「当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号」

当該製品を製造している全ての製造所の所在地、製造者の氏名又は名称及び製造所固有記号(表示責任者名と製造者の氏名又は名称が同一である場合には、当該製品を製造している全ての製造所の所在地及び製造所固有記号)を表示するものとする。



届出方法①（データベースの導入）

○製造所固有記号の届出（新規・更新・変更・廃止）は、食品関連事業者が製造所固有記号制度届出データベースにおいてオンライン手続により行う。

○届出者（製造所固有記号の届出において基本情報を登録すべき食品関連事業者）は、表示内容に責任を有する製造者※1又は販売者※2

※1 乳にあっては乳処理業者（特別牛乳にあっては、特別牛乳搾取処理業者）

※2 乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品を販売する者を除く。

○製造所固有記号について

・一つの製造所につき、一つの製造所固有記号の取得が認められる。

ただし、一つの製造所が複数の販売者から製造を委託されている場合には、当該製造所と複数ある販売者の組合せごとに、製造所固有記号の取得が必要となるため、一つの製造所に複数の記号が認められる。

・同一の製造所で製造される製品ごとに製造所固有記号を変えることは認められない。

・製造所固有記号は、アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せであり、文字数は10文字以内とする。

届出方法②（更新制の導入）

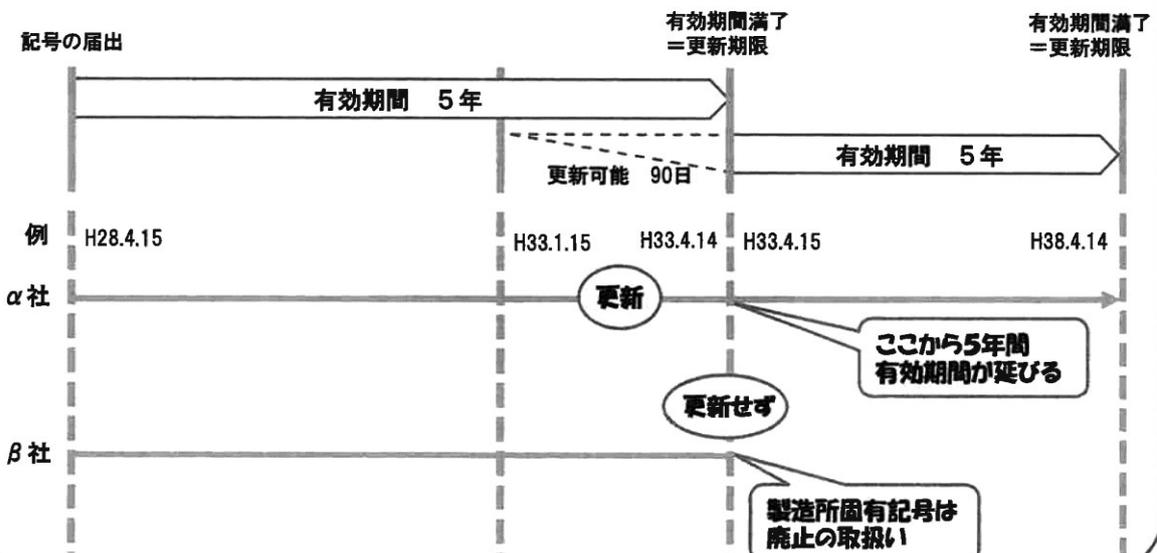
○更新の届出

・製造所固有記号の有効期間を5年とし、更新制を導入。

・有効期間経過後も継続して使用する場合は、届出情報の更新が必要。

・届出情報の更新は、更新期限の90日前から可能。

・更新期限までに届出情報の更新を完了しない場合には、当該製造所固有記号は廃止の扱いとなり、更新期限を経過した日以降に製造した製品には使用不可。



届出方法③（変更届・廃止届）

○変更の届出

- ・製造所に係る届出情報に変更が生じた場合は、変更の届出を行う。
- ・次の届出情報の変更は、製造者又は販売者と製造所固有記号の組合せから製造所を特定することが困難となるため認められない。
 - ①自らの製造所で製造する場合：製造所の所在地の変更
 - ②他者の製造所に委託して製造する場合：委託先の製造者の氏名又は名称及び製造所の所在地の変更

これらの場合には、当該製造所固有記号の廃止の届出を行うとともに、廃止した製造所固有記号と異なる製造所固有記号により、新たに届出を行うものとする。

	製造者		製造所		販売者	
	氏名又は名称	住所又は所在地	名称	所在地	氏名又は名称	住所又は所在地
自らの製造する場合	○	○	○	×	/	/
委託して製造する場合	×	○	○	×	○	○

○廃止の届出

- ・製造所固有記号を取得している製造所の使用を中止した場合は、廃止の届出を行う。
- ・以下の場合には、廃止の届出は不要とする。
 - (1)一つの商品の製造は取り扱わなくなったが、他の商品の製造を行っている場合
 - (2)一度、全商品の製造は中止するが、製造所固有記号の有効期間内に再び商品の製造をする可能性がある場合

表示の方法について

- **新たな製造所固有記号制度においては、「+」を冠して製造所固有記号を表示。**
(業務用食品についても同様)。
- これは、経過措置期間(後述)において、新旧の製造所固有記号が併存する形となることを踏まえ、新旧どちらの制度に基づく記号であるかを明確にすることにより、行政の監視の実効性確保や、消費者への情報提供を図るために措置するもの。

(例)

名称	焼き菓子
原材料名	小麦粉、砂糖、バター……
添加物	膨張剤、香料……
内容量	100g
賞味期限	〇〇. 〇〇. 〇〇
保存方法	高温多湿を避けて常温保存してください。
製造者	CAA食品株式会社 +CAA123 東京都千代田区永田町△-△-△

経過措置期間の取扱いについて

○ 消費者の混乱を避けるため、旧基準に基づく表示と新基準に基づく表示の混在は、原則として認めないことから、

- ① 新基準に基づき表示した包材を製品に使用する場合は、新制度に基づき取得した製造所固有記号を使用
- ② 経過措置規定を適用し、旧基準に基づき表示した包材を製品に使用する場合は、旧制度に基づき取得した製造所固有記号を使用
することとする。

※ ただし、以下については、新基準に基づき表示した包材に、旧制度に基づき取得した製造所固有記号の使用を認める。

◆新制度において、製造所固有記号を取得できる場合にあっては、新制度に基づく製造所固有記号の届出に関する手続等が完了するまでの間

◆新制度において、製造所固有記号を取得できない場合にあっては、経過措置期間

なお、旧制度に基づき取得した製造所固有記号を使用する場合であっても、消費者への情報提供の観点から、応答義務に係る事項を表示することが望ましい(「応答義務の内容」参照)。

経過措置期間中 (H28.4.1～H32.3.31)

包材	記号	可否
新	新	○
旧	旧	○
新	旧	○※
旧	新	×

経過措置期間経過後 (H32.4.1～)

包材	記号	可否
新	新	○
旧	旧	×
新	旧	×
旧	新	×

※ 新制度において、製造所固有記号を取得できる場合にあっては、新制度に基づく製造所固有記号の届出に関する手続等が完了するまでの間とする。

製造所固有記号制度届出データベースについて

(1) 製造所固有記号の届出フロー

- ①届出データベースにログインするため、届出者の基本情報に関する届出を行う。
- ②ログインIDにより、届出データベースへログインし、製造所固有記号の届出を行う。

①届出者の基本情報に関する届出

※初回のみ

届出者の基本情報の入力



届出者の基本情報の確認(消費者庁)



ログインID発行

②製造所固有記号の届出

※製造所ごと

製造所固有記号届出情報の入力

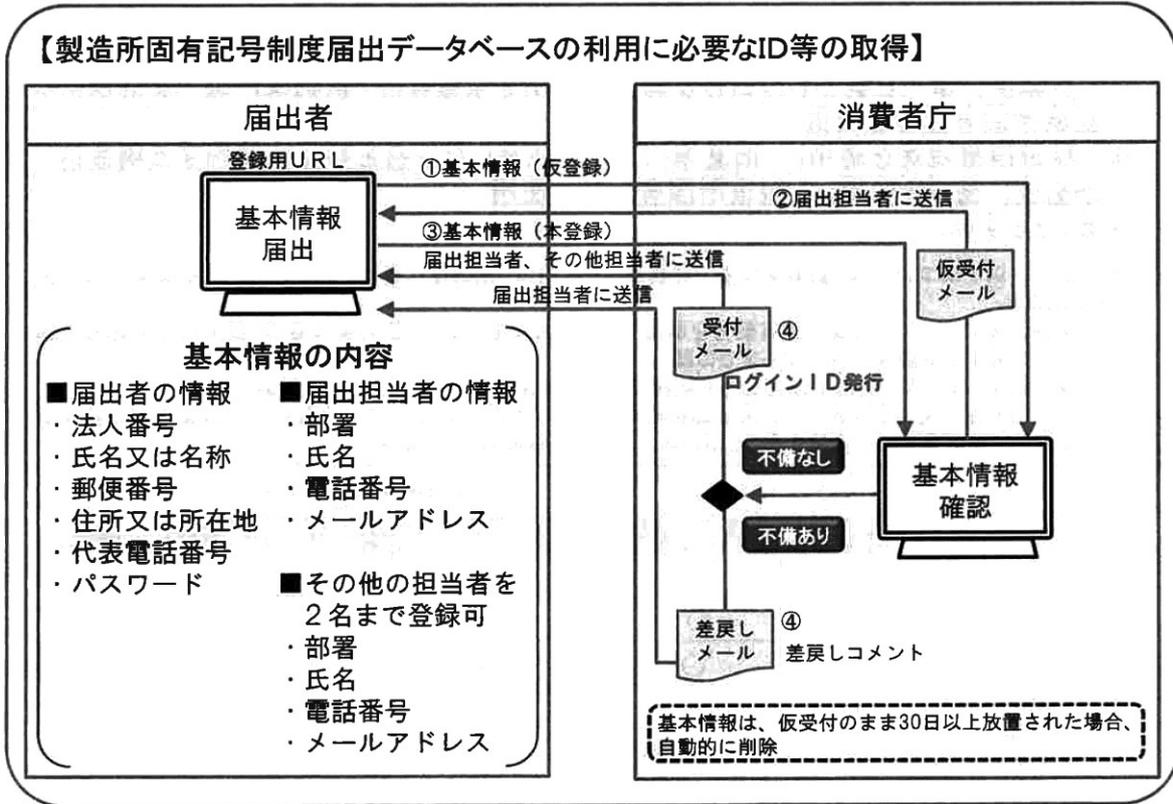


届出内容の確認(消費者庁)

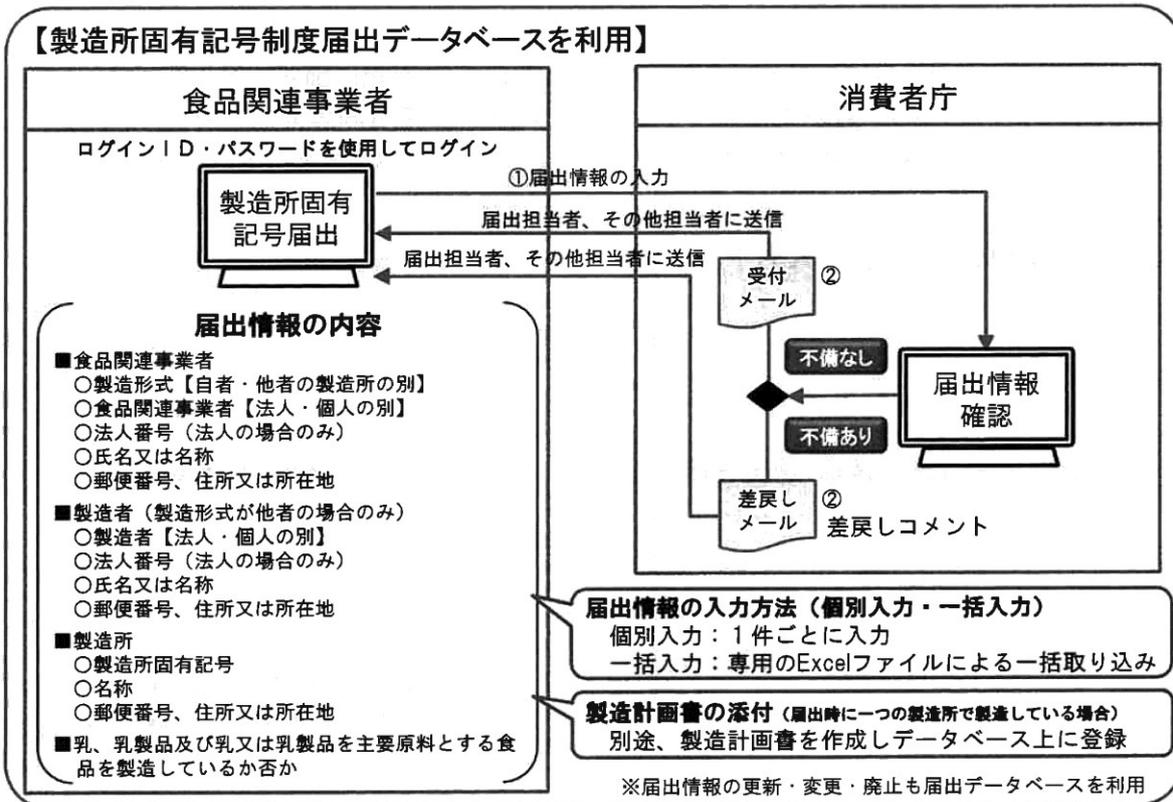


製造所固有記号の使用
製造所の情報等をWeb上で検索可

(2) 届出者の基本情報に関する届出



(3) 製造所固有記号の届出



(4) 製造所固有記号の検索

製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称に代える場合は、応答義務に係る事項を表示することとしているが、消費者庁においてもこれらの情報を公開する。

◆ 検索の方法

一般消費者等が検索項目にキーワードを入力して検索を行う。

検索項目	条件等
製造所固有記号	入力必須、完全一致検索
製造者又は販売者	部分一致検索、「株式会社」や「(株)」などの入力は不要
住所	前方一致検索

※検索項目は、複数ワードによる検索はできない。

◆ 検索結果の表示(イメージ)

法人番号	製造者又は販売者	住所	製造所固有記号	製造者の名称	製造所の所在地

消費者庁ホームページ(製造所固有記号の検索)

テーマ別メニュー 消費者庁について お知らせ **政策** 法令 刊行物

消費者庁ホーム > 政策 > 政策一覧(消費者庁のしごと) > 食品表示企画 > 製造所固有記号制度届出データベース

製造所固有記号制度届出データベース

製造所固有記号の届出情報を確認される方へ

- 製造所固有記号の検索
📄 検索マニュアル[PDF:344KB]

<注意>
スマートフォン(Android端末)を使用し警告メッセージが表示される場合には、政府認証基盤アプリケーション 認証欄2(Root)自己署名証明書をインストールしてください。
📄 インストール方法はこちら

① 食品表示企画

- ▶ 食品表示について
- ▶ 食品表示法等(法令及び一元化情報)
- ▶ 機能性表示食品に関する情報
- ▶ 健康や栄養に関する表示の制度について

「食品表示基準Q&Aについて」の 「別添 製造所固有記号」より

(固有記号－49)業務用食品も同一製品を2以上の製造所で製造していなければ、製造所固有記号を使用できないのですか。

(答) 業務用食品は、

- ① 消費者には販売されないため、消費者が業務用食品の表示を確認して情報を取得することはないこと
- ② 事業者間では規格書等により製品情報の伝達・管理等がされるという商慣習となっているため、事業者において製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称が把握できないという事態は生じないと考えられることから、同一製品を二以上の製造所で製造していなくとも、製造所固有記号を使用することができます。

また、業務用食品には、製造所固有記号を表示することによって課される応答義務もありません。

なお、業務用食品に製造所固有記号を使用する場合でも、製造所固有記号制度届出データベースによる届出が必要です。

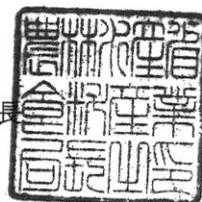
「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」の作成について

—農林水産省食料産業局—

28食産第3216号
平成28年11月4日

(一社) 日本加工食品卸協会 会長 殿

農林水産省食料産業局長



「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」の作成について

我が国の食品産業においては、年間1,927万トンの食品廃棄物等が排出され、このうち本来食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が330万トン発生していると推計(平成25年度)されています。

国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(2015年)においても、小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減等が目標として掲げられており、「もったいない」の発祥の地である我が国において食品ロスの削減は喫緊の課題となっているところです。

こうした中、包装の印字のズレや外箱の変形など、食品衛生上の問題はないが、通常の販売が困難な食品を食品メーカー等から引き取り、福祉団体や生活支援を必要とする個人などに譲渡するフードバンク活動が全国各地で広がりつつあり、まだ十分に食べられる食品について有効に活用されることにより、食品ロスの削減を図るとともに、食品の支援を必要としている人々へつなぐ架け橋として、今後、その活躍が期待されているところです。

一方、フードバンク活動に対する社会的な理解がまだ十分でないことに加え、食品の衛生的な取扱いやトレーサビリティの観点からフードバンク活動団体側の体制を懸念する声があり、食品関連事業者等が安心して食品の提供を行える環境が十分整っていない状況にあります。

このような状況を踏まえ、食品の提供者である食品関連事業者等の信頼性向上を通じてフードバンク活動団体における食品の取扱いを促進するため、本年6月に設置した「フードバンク活動推進検討会」における議論を踏まえ、別添のとおり、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」を作成しました。

貴団体におかれては、趣旨を御理解の上、会員企業等に対して本手引きを周知いただき、会員企業等におかれては、食品ロス削減に向けた取り組みの選択肢として、フードバンクの活用を御検討いただくとともに、フードバンクに対して食品を提供するにあたっては、本手引きを参考にさせていただきようお願いいたします。